

入札書

**金額の訂正は無効
金額以外の訂正是可**

年 月 日

(注)※印のある箇所は必ず記入してください

(注)ボールペンを使用し、丁寧に記入してください(金額を訂正したものは、無効となります)

以下のとおり入札します。

※物品番号	物品名	※入札金額(税込)					【¥マーク記入】			
		百万	十万	万	千	百	十	円		
	物品一覧 のとおり									

(注) 追加入札(入札金額が同額のとき)の場合の希望金額

追加入札希望金額(税込)	【¥マーク記入】
百万	十万

入札者	※住 所					
	※ふりがな					
	※氏 名					*電話番号 (必須)
	メール アドレス					

 今後の公売会の開催について、メールの送信を希望する(希望する場合は団を入れてください)。

《入札に当たっての注意事項》

- ★ 2月2日から2月6日までに提出してください ※全日9:00~17:00受付
- ★ 一度提出した入札書は、入札期間内であっても引換え、変更または取り消しをすることはできません。金額を訂正した入札書は無効となります。書き損じた入札書は破棄して、新しい入札書で入札してください。
- ★ 金額記入の際は、『¥』マークを記入し、桁の間違いがないようにご注意ください。
- ★ 物品番号が記入されていないと入札物件が特定できませんので、窓口設置の一覧表等をご確認のうえ、必ず記入をしてください。
- ★ 記入年月日、住所、氏名、電話番号、が読み取れない場合は、開札に支障がありますので、入札書記入の際には丁寧な記入をお願いします。
- ★ 物品のほとんどが中古品となりますので、品質等の保証はできかねます。ノークレームノーリターンをお願いします。事前に物件の確認などを希望される場合は、出品団体に直接お問い合わせください。
- ★ 見積価額以上でかつ最高価で入札された方には、開札後2日以内に電話にてお知らせいたします。最高価以外の方には連絡いたしません。
- ★ 追加入札希望金額については、最高価が同額となった際に必要となりますので、入札金額以上の金額を記載してください。記載のない場合は、入札金額と同額で追加入札したこととみなします。
- ★ 追加入札においてもなお同額となった場合は、「くじ」による抽選となります。抽選については、当公売会の代表団体において自動抽選を行うこととなります。
- ★ 物品を落札された方は、令和8年2月20日(金)までに代金の納付をしていただく必要があります。納付の方法については、出品団体の指示に従ってください。
- ★ 落札物品については、原則として窓口での直接引き渡しになります。遠方等のため窓口への来庁が困難な場合には、出品団体にお問い合わせの上、受け取り方法を確認してください。
- ★ 入札結果(落札金額等)は、期間入札終了後の一定期間、入札窓口及び県のホームページにて掲示いたします。入札結果についてのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。